

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

大山町長 竹口大紀

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	6 経営体
個人	2 7 経営体
集落営農（任意組織）	6 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・生産品目の明確化、複合化、6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進を図る。